

令和2年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年7月29日（水）午後2時30分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

開会

- 日程第1 令和2年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
 - 日程第2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第3 報告第6号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について
 - 日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
 - 日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定こどもに係る緊急副食援助費交付要綱の制定について
 - 日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
 - 日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
 - 日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第9 議案第36号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について
 - 日程第10 議案第37号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について
 - 日程第11 議案第38号 令和3年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について
 - 日程第12 教育長の報告
 - 日程第13 その他
- 閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

幼児支援課長 林 美 穂

生涯学習課長 児 玉 睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会 午後 2 時 3 0 分

開会及び開議の宣告

○**教育長** 只今から令和 2 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和 2 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 2 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 2 年第 6 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加木屋委員にお願い致します。

日程第 3 報告第 6 号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について

○**教育長** 日程第 3 報告第 6 号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 報告第 6 号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 1 2 条の規定により、瑞穂市の実現化をめざすため基本方針を策定し、その改定内容について瑞穂市教育委員会に報告する。令和 2 年 7 月 2 9 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）の改正を受け、市の基本方針を一部改定したため瑞穂市教育委員会へ報告するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**学校教育課長** 今回の改正では、いじめ問題対策委員会を設置することで当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことの位置づけがされました。委員につきましては5人以内、任期2年とされています。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第6号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について、承認することと致します。

日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を公布したので、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年休校期間となる8月も授業が実施され、これに伴い例年には発生しなかった8月分の給食費が発生することとなったが、保護者の負担を軽減するため小中学校の児童生徒の令和2年8月分の給食費を徴収しないよう、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について

○**教育長** 日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定し告示しましたので、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受け、保育所等を利用する経済的に困難な状況にある子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

～ 質疑・討論 ～

○幼児支援課長 第2条の定義に記載してある保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育施設に通っている方で教育・保育給付認定保護者の経済的負担を軽減するもので、第3条の貸付を受けている方で条件を満たす対象者に、今年の8月から翌年3月までの間につき児童1人につき1月3,000円を上限に緊急副食援助費を償還払いするものです。

○教育長 貸し付けの相談窓口ではこの制度の案内もしています。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、承認することと致します。

日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○教育長 日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示をしましたので、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、

私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 上限はいくらですか。

○幼児支援課長 国からの全額補助で1保育所あたり上限500,000円の補助です。令和2年4月より適用となり、遡及も可能です。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○教育長 日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育会に報告する。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、民間放課後児童クラブ等が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 幼児支援課長** 日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布しましたので、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定したことにより規則の改正を行うもの。

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第9 議案第36号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について

- 教育長** 日程第9 議案第36号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第9 議案第36号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市立の小学校、中学校で児童生徒の学習に対する理解や興味・関心の向上に寄与するボランティアを確保することを目的に登録方法など要綱を制定するもの。

～ 質疑・討論 ～

- 学校教育課長** 第2条にある活動内容に対し支援するもので、ボランティアの登録方法、期間、また、安全確保のうえ活動していただきますが保険の加入などの費用についても整備しました。

- 教育長** ボランティア登録をしていただき、安心して活動していただければコミュニティスクールもさらに活発になってくると思います。

○大平委員 PRはどのようにされますか。

○教育長 まずは、各学校区に地域の回覧で募集する予定ですが、各学校区において検討していくことになります。

○森下委員 ボランティア登録は随時可能ですか。登録期間は年度末ということになりますか。

○教育長 そのとおりです。ボランティアとしてはパソコンが得意な方が学習支援、学校行事等の際にPTAのお手伝い、学校の環境整備として芝生の整備、現在も行っていただいているコロナ対策としての健康チェックや消毒なども支援の対象としてボランティア登録していただけるといいのではないかと考えています。地域で子どもを育てるといのように考えていただき、徐々に進めていければいいと思っています。

○加木屋委員 窓口となるのは学校ですか。行われるボランティアも学校によって違うということですか。

○教育長 最初は先生が受け付けると思いますが、行く行くは事務局が立ち上がると思います。行われるボランティアについては、各学校区によって異なります。学校区によっては積極的に文書を作成し回覧する等取り組んでいるところもあります。

○加藤委員 活動内容を具体的に示すことにより登録者も増えると思います。チラシの配布等いろいろな機会にPRできるといいでしょうね。

○森下委員 学校のホームページや学校、PTAの広報紙などもいいと思います。

○加藤委員 ボランティアに資格は必要でしょうか。

○教育長 なくても大丈夫です。むしろ気軽に登録していただくとありがたいです。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第36号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について、可決することと致します。

日程第10 議案第37号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について

○教育長 日程第10 議案第37号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について

て、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第10 議案第37号 瑞穂市いじめ問題対策委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市いじめ問題対策委員を委嘱するもの。

～ 質疑・討論 ～

○**学校教育課長** 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改正に伴うもので、4名の方に委嘱します。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第37号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第11 議案第38号 令和3年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

○**教育長** 日程第11 議案第38号 令和3年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第11 議案第38号 令和3年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について、令和3年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和3年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。令和2年7月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

～ 質疑・討論（非公開） ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 1 議案第 3 8 号 令和 3 年度使用小学校及び中学校用教科用図書_の岐阜地区採択について、可決することと致します。

日程第 1 2 教育長の報告

○**教育長** 日程第 1 2 教育長の報告になります。コロナ対策に加えて熱中症対策も重要な時期になってきました。対策の一つとして 8 月限定で、みずほバスを利用しての下校を実施します。対象は学校から遠い地域に住む小学校 1・2 年生です。対象児童数は、穂積小学校区は花塚、下穂積で約 1 4 名、本田小学校区は東只越で約 1 2 名、牛牧小学校区はプラント 6 付近、祖父江で約 3 0 名、南小学校区は呂久で約 4 名ですが、放課後児童クラブを利用している児童もいるので実際は少なくなります。そのほかの学校区は先ほどの学校に比べ距離が近いということなどの理由で利用しません。市としては、乗車区間を教えていただければ利用していただいてもいいとのことでした。今回のことで、子どもがみずほバスを知っていただくいい機会でもあると思います。また、生津小学校にはミストシャワーを設置、本田小学校では 1 6 時近くに集団下校する等各学校いろいろと対策をしてくれています。

日程第 1 3 その他

○**教育長** 日程第 1 3 その他に入ります。

○**教育長** 教育次長。

○**教育次長** 日程 4 から日程 8 の議事が本来議案で提出すべき案件でしたが報告事項になってしまい申し訳ありません。これに関しましては、6 月 1 2 日に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が国の補正予算として成立し、瑞穂市としてどのような事業ができるのかどのような支援ができるのかを各部署において検討を重ねてきました。7 月 2 7 日に臨時議会が開催されること_が決定しそれに合わせて緊急に進めてきました。先日臨時議会が開催され承認されましたので報告案件とさせていただきます。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 岐阜教育事務所より教員採用選考 2 次試験参観についての依頼がありましたので紹介します。〈資料参照〉 令和 2 年度瑞穂市一般会計補

正予算書（第5号）について教育委員会分を資料に沿って説明。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** ありません。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算書（第5号）について幼児支援課分を資料に沿って説明。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 各事業の進捗状況について報告します。（仮称）中山道大月多目的広場整備工事は降雨が続いていましたので現場が止まっている状況ですが8月からの予定としては、ドームテント設置に伴う基礎の杭打ちを行い、今年度は遊具の設置に入っていきます。そのほかの事業としては、瑞穂市史編纂事業は執筆者会議を開催し原稿の校正を行い、執筆業務の平準化を図るための調整を行っています。また、文化財としましては、ハリヨの生息地の環境整備として、大学の先生を招いて指導を受け、ボランティアによる草刈りを予定しています。

○**大平委員** 補正予算についてですが、ネットワーク整備分の歳入が減額した理由は何ですか。

○**教育総務課長** 整備内容が文部科学省の標準単価の基準を上回ったことにより補助対象外とされたため補助金が減額となったものです。

○**加木屋委員** コロナウイルス感染症に関することですが、報道などによると、感染していなくても家族が濃厚接触者となった場合に学校を休ませると、感染よりも風評被害の方が深刻ということを知ったことがあります。市内の学校においてもそういうことが無いようご指導いただけると、子どもたちが被害にあわないと思います。

○**教育長** 保護者を含め地域に住みにくくならないようにしないとけません。今後、濃厚接触者も増えるかもしれないので慎重に対応していきたいと思えます。

○**加藤委員** コロナウイルスの感染者が増えていますが、今後公共施設は閉鎖の方向にありますか。

○**教育長** 現状では考えていませんが、状況が変わればあるかもしれません。む

しろ共存していく方向ではないでしょうか。

○教育長 次回の会議ですが、令和2年8月26日、水曜日、午後2時00分から第8回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思います。その次の定例会は、令和2年9月25日、金曜日、午後2時00分から第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会の宣告

○教育長 これをもちまして、令和2年第7回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後5時15分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年7月29日

瑞穂市教育委員会 教育長 加藤 琢明

委員 加木屋 加藤里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。